

大規模災害時のごみ処理について

大規模な災害が発生した場合、まず人命救助やライフラインの復旧を優先するため、生活ごみや災害ごみ(※)の対応が追いつかないことになります。

(※災害ごみ…災害によって使用不能となった大型家具、畳等)

ポイント①

道路上などに出さないで！

災害ごみやがれきなどをご自宅前の道路上などに出されると、人命救助やライフライン復旧の遅れの原因となるだけでなく、ごみ収集車両の通行に支障をきたし、生活ごみが収集できないことが予想されます。**大津市が「災害ごみの仮置場」を案内するまで、屋内や敷地内に保管しておいてください。**

ポイント②

生活ごみについて

避難所や家庭での生活ごみについては、被災後3日程度での収集再開をめざします。

被災後3日程度



避難所やご家庭での生活ごみを迅速・安全に収集するため、**被災状況や収集車両が通行できるかなど、現地確認、現地調査**を行います。

被災状況確認や現地調査後、生活ごみの収集を開始する日を、**ポスター掲示、チラシ配布、車両での放送等**により案内します。

被災後、避難所や家庭での生活ごみについては、**スムーズに処理を行うための分別排出**にご協力ください。また、避難所ごとに決められたごみの置き場所、排出ルールを守ってください。



ポイント③

災害ごみは、 市が指定する仮置場へ搬出しましょう。

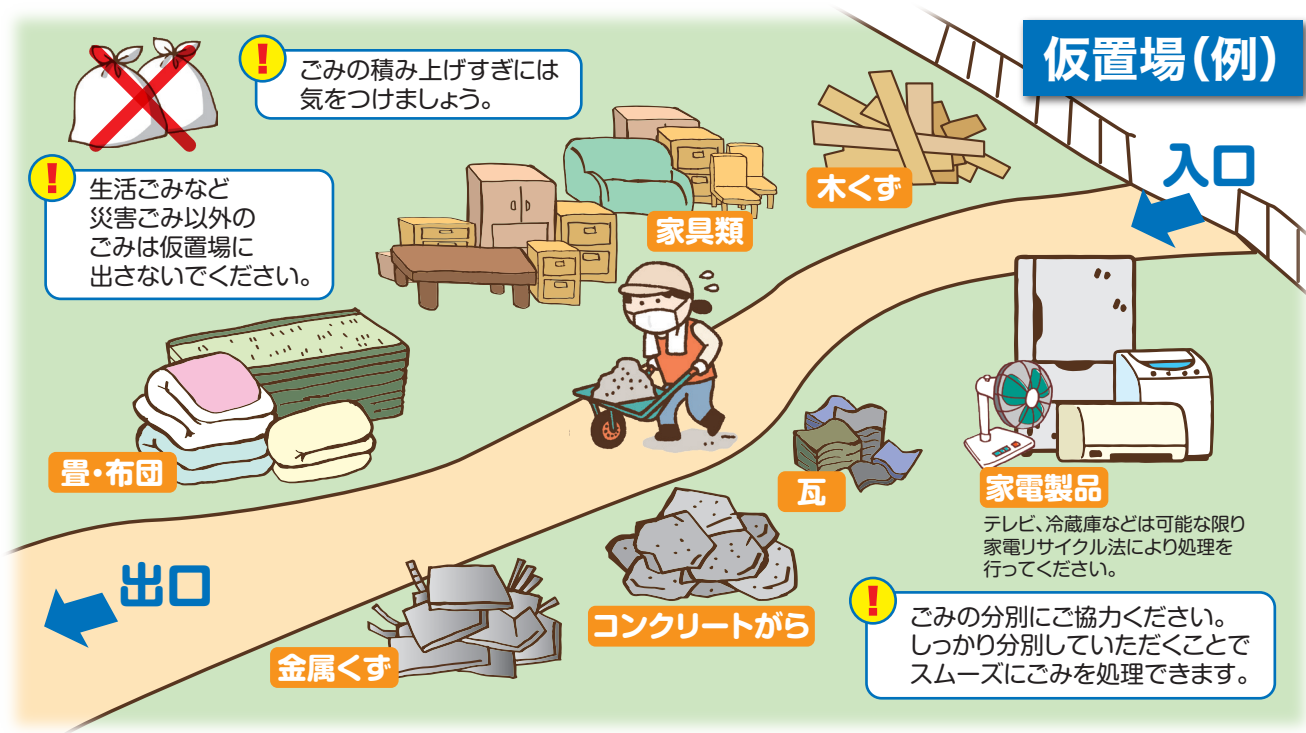
仮置場とは？

災害ごみを一時的に保管しておく場所のこと。

災害時は大量の災害ごみが発生し、通常どおりの処理が追いつきません。**住宅前の道路脇や通常のごみステーションなどに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げ**になります。

発生後に**決められた仮置場に出してください。**

設置場所・分別・排出方法などについては災害の状況に応じてお知らせします。



災害ごみ、災害がれきの収集、処理の方法や開始日については、災害発生後、**大津市ホームページ等において随時お知らせいたします。**

また、災害ごみの処理については、ホームページ内の『大津市災害廃棄物処理計画』(QRコード・URL参照)をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/keikaku/machi/kankyo/1523842037547.html>

